

意見提出者	個人
1. 項目	出会い系サイト規制
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>2008年5月に出会い系サイト事業者の届け出の義務化を中心とする出会い系サイト規制法の改正法が成立、そして同年12月から施行された。その後、こちらの記事 (http://www.itmedia.co.jp/news/articles/0904/02/news085.html) によると、警視庁が2009年2月から3月にかけてミクシィなどのSNS運営各社に対して書き込みの削除要請をしていたとある。ところが、あるSNSでは内容の精査も無く出会いに関するコミュニティが全て削除されるという事態が起きた。また、2009年5月には警視庁がmixiなどSNSサイトの年齢確認の厳罰化を要請。 (http://japan.cnet.com/news/media/story/0,2000056023,20392643,00.htm 参照)</p> <p>さらに2009年6月には無届け出会い系サイト運営容疑で逮捕者まで出るという事態が起きている (http://journal.mycom.co.jp/news/2009/06/02/057/index.html 参照)</p> <p>これらの例からしても警察による出会い系サイト規制法の拡大解釈・恣意的運用によって、ネット利用における不必要で有害な委縮効果が発生していることは明らかである。</p> <p>さらに2010年8月に警視庁は無料レンタル掲示板が無届けの出会い系サイトとして利用され未成年者が被害に遭う犯罪の温床になっているとして、13のサービスを運営する東京都内の9社に対し管理徹底や法律順序を要請したということが起きた (http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20100817-00000053-jij-soci 参照)</p> <p>警視庁少年育成課はさらに各社に法律の周知徹底や監視強化だけでなく、利用者の匿名性排除まで求めているとのことだがこれは言論の自由の侵害に他ならない。また、無料レンタル掲示板まで出会い系サイトの対象とするのは明らかな拡大解釈である。このように無料レンタル掲示板が出会い系サイトとするのであるならば、インターネット上で異性と出会う場所は全て出会い系サイトということになってしまう。</p> <p>すでに逮捕者も出ており、出会い系サイト規制法は定義等が曖昧なため別件逮捕のツールとしても使われ、またこの制度によって与えられる不透明な許認可権限により警察の出会い系サイト業者との癒着や天下り利権の強化を招く恐れが強い。出会い系サイト規制法を去年の改正前の状態に戻すことだけでなく、危険な法律の運用について慎重に議論すべきである。</p>
3. ICT利活用を阻害	出会い系サイト規制法

する制度・ 規制等の根 拠	
4. ICT利 活用を阻害 する制度・ 規制等の見 直しの方向 性について の提案	出会い系サイト規制法を改正前の状態に速やかに戻す